

佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県内における産業廃棄物処分場周辺の環境保全のため、当該処分場の設置者（以下「補助事業者」という。）が行う産業廃棄物処分場周辺管理等事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者の要件)

第2条 補助事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の許可を受けて設置する同法施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2又は第14号イからハまでのいずれかに規定する産業廃棄物の処理施設（補助金の交付申請日時点で廃止をしていないものに限る。以下「処分場」という。）の設置者とする。

(補助事業及び補助対象経費)

第3条 補助事業は、周辺管理等が必要と認められる処分場について、地元住民から要望に基づき補助事業者が実施する処分場の周辺管理等環境保全に資する事業とする。

2 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

対象経費	補助率
(1)住民の生活を改善する事業に要する経費 ・処分場周辺道路等の補修維持管理等に要する経費	
(2)住民の安全・安心を確保する事業に要する経費 ・安全施設（街路灯、カーブミラー等）整備に要する経費 ・処分場周辺の各種検査等に要する経費	補助率 2／3以内 (ただし、1補助事業当たり2,000千円を限度とする。)
(3)その他産業廃棄物処分場の周辺管理等環境整備に資するものとして知事が認めた事業に要する経費	

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記第1号様式とおりとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別途指示する日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 補助事業者は、第1項の補助金交付申請書を提出しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額〔補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び所得税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。〕がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金を交付するかどうかの決定をするまでに要する標準的な期間は60日とする。

(補助金交付の条件)

- 第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更を除く。
- (ア) 補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費配分のうち、各経費区分間の20パーセント以内の金額の変更
- (イ) 補助事業の内容に関し、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙1（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成24年10月9日付け商第1251号））のとおり県内企業と契約するよう努めなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了

後5年間保管すること。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は様式第2号のとおりとする。
- 3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は様式第3号のとおりとする。
- 4 第1項第5号の規定により、予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合の報告書は様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第6条の規定による補助金の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(実績報告)

- 第7条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該会計年度の3月31日（全額概算払をしたときは、翌会計年度の4月10日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
 - 3 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は様式第5号の2のとおりとする。
 - 4 前項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度4月10日とし、その提出部数は1部とする。
 - 5 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
 - 6 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の交付請求)

第8条 この補助金は、知事が必要と認めたときは概算払いで交付することができる。この場合の補助金請求書は、様式第7号のとおりとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

(事業の広報)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、佐賀県産業廃棄物税の税収を活用した事業であることについて、事業箇所における看板の設置又は広報誌、ホームページ等への掲載による広報に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。